

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」について

令和7年6月20日に閣議決定された、国の「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の概要について報告します。

■基本方針 前文

記載内容
➤ 第2期復興・創生期間の次の5年間、すなわち「第3期復興・創生期間」は、復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、令和7年夏までに令和6年基本方針の見直しを行うべく必要な対応を進めてきた。 ➤ 今般、こうした対応を踏まえ、令和6年基本方針を見直し、第2期復興・創生期間及び第3期復興・創生期間における「復興の基本姿勢及び各分野における取組」、「復興を支える仕組み」等について定める。 ➤ 「福島復興なくして東北復興なし、東北復興なくして日本の再生なし」。東日本大震災からの復興・創生は日本の未来に向けた挑戦であり、政府は、本基本方針に定めるところにより、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組んでいく。

■復興の基本姿勢及び各分野における取組

ア 前文

記載内容
➤ 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、本基本方針に定めるところにより、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組む。

イ 原子力災害地域（本県関係部分のみ抜粋）

項 目	記載内容
① ALPS処理水	➤ 引き続き、適切にモニタリングを行い安全確保に万全を期し、IAEAによる評価も含め、国内外に向けて透明性が高く分かりやすい情報発信に努めていく。 ➤ ALPS処理水の処分に伴う風評影響等に対する不安に対処し、廃炉及びALPS処理水の処分が完了するまで、政府全体として全責任を持って取り組んでいく。 ➤ 輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく対応を強く求めていくとともに、「三陸・常磐もの」をはじめとする水産物の国内消費拡大等に向けた各種支援策を実施しつつ、その執行状況や効果等を踏まえ、必要な対応を行っていく。 ➤ ALPS処理水放出に伴い影響を受けたホタテなどの魚種について、禁輸措置、国の支援、賠償の状況を注視しつつ、市場動向等の調査・分析を行いながら、必要な対応を行う。 ➤ ALPS処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれるものであり、東京電力に緊張感を持った対応を求めていくとともに、政府全体として風評対策及びなりわい継続支援にも徹底的に取り組む、被害が生じた場合には適切に賠償を行うことを指導していく。

② 環境再生	➤ 除去土壌等について、処分に向けた取組を進める。 ➤ 指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を加速させる。 ➤ 基準値以下の農林業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行う。
③ 農林水産業の再建	➤ 放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山再生事業、良質な原木や原木しいたけ等の産地再生に向けた取組を進める。 ➤ 特に、しいたけ原木等の生産のための里山の広葉樹林の計画的な再生に向けた取組などの木材産業の再生に向けた取組を推進する。 ➤ 被災地のALPS処理水の海洋放出に伴う影響による生業継続への不安に寄り添い、政府として対応していく。 ➤ 国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を踏まえ、魚食普及に向けた取組を推進する。
④ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進	➤ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り組む。

ウ 地震・津波被災地域

項 目	記載内容
前文	➤ ハード整備や住まいの再建、産業・生業等に関しては、第2期復興・創生期間の終了までの間に、これまで培ってきたノウハウの被災地方公共団体等への継承や政府全体の施策との連携を促進する。 ➤ 第2期復興・創生期間の後については、多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画等のこれまでに得られた多様な視点を最大限生かしつつ、内外の経済環境等の変化も注視しながら、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。 ➤ 心のケア等の中長期的に取り組むべき課題については、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う。
① ハード整備	➤ 実施中の災害復旧事業については、速やかに完了させた上で、復旧施策としての支援を終了する。
② 心のケア等の被災者支援や被災した子どもに対する支援	➤ 心のケアや子どもに対する支援等については、第2期復興・創生期間の後も引き続き必要な支援が行えるよう、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う。 ➤ 災害弔慰金、災害援護資金については、対象者への支援が終了するまで継続する。また、被災地の状況を注視し、災害援護資金について必要に応じ制度の柔軟な運用等の対応を引き続き行う。

③ 住まいとまちの復興	➤ 被災者生活再建支援金については、対象者への支援が終了するまで継続する。 ➤ 災害公営住宅の家賃低廉化事業については法定の補助率・補助期間を維持することに加え、補助率の嵩上げ措置を管理開始後10年間継続する。特別家賃低減事業については管理開始後10年間継続する。 ➤ 土地活用ハンズオン支援は、令和7年度までに精力的に取り組んだ上で終了し、令和8年度以降は市町村等へのノウハウの継承促進のほか、政府全体の施策の情報を含め、土地活用に向けた事例の紹介や助言等を行う。
④ 産業・生業	➤ グループ補助金については、復旧を行うことができなかった事業者に限り支援を継続する。 ➤ また、グループ補助金に関連する貸付制度については、引き続き、独立行政法人中小企業基盤整備機構、被災各県等と連携し、返済に関する相談や償還猶予の申請に対して、被災事業者に寄り添いつつ、柔軟な対応を行うよう取り組む。 ➤ 津波立地補助金については、令和7年度末までに事業が終了できるよう支援し、その後は中小企業施策をはじめとする各種施策の情報提供等を行いつつ、地方公共団体の産業復興を後押しする。 ➤ 東日本大震災復興特別区域法による金融の特例については、令和8年度以降、新規事業の認定を行わない。なお、令和7年度末までに認定を行った事業に限り、支援を継続する。 ➤ 二重ローン対策については、引き続き、金融機関等と連携し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。 ➤ 農林水産業については、水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復といった課題に対し、関係省庁が引き続き支援するほか、気候変動の影響による主要魚種の不漁等の我が国漁業を取り巻く全国的な環境変化に対しても、政府として対応していく。
⑤ 地方単独事業等 (人材確保・震災特交)	➤ ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応する。
⑥ 地方創生との連携強化	➤ 人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地においては、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策の総合的な活用が重要である。 ➤ 被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。

■復興の推進体制等

項 目	記載内容
① 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の継承	令和8年度以降も風化防止と教訓の継承の取組は継続する必要がある、国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進める。
② 復旧・復興事業の財源等	➤ 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、本基本方針に沿って今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する。 ➤ 現時点で、令和8年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1.9兆円程度と見込まれる。令和12年度までの20年間の事業規模については、34.9兆円程度となると見込まれる。 ➤ 財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績等を踏まえると、34.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。 ➤ なお、今後、さらなる物価高騰や新たな政策課題が生じた場合には柔軟に対応する。
③ 自治体支援	➤ 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続する。 ➤ 復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続する。
④ 組織	➤ 原子力災害被災地域については、復興の取組を強力に推進するため必要な体制を福島復興局内に整備する。 ➤ 地震・津波被災地域については、ハード整備や住まいの再建がほぼ完了した後も残る中長期的に取り組む課題について、政府全体の施策の活用等を支援するために必要な体制を、復興庁内に整備する。

※「組織」については、8月29日に、次のとおり復興庁から発表されました。

【令和8年度機構・定員要求のポイント】

1. 福島復興局の体制強化

- ・福島復興局に、「副局長」を新設要求（整備する新拠点への常駐を想定）

2. 地震・津波被災地域（岩手・宮城）の中長期的課題に係る支援体制強化

- ・本庁に、「参事官」（地震・津波被災地域の中長期的課題に係る支援担当）を新設要求

（※）岩手・宮城復興局から、本庁が直接支援する体制に移行（復興局定員の振替、局長・次長ポストの振替・廃止）